

琉球大学学術リポジトリ

包括的性教育の展開に向けた実践課題の明確化(1)
-はどめ規定「学校全体で共通理解を図ること」という
留意点に関する検討を中心に-

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2024-04-24 キーワード (Ja): 包括的性教育, 子どもの権利条約, はどめ規定, 国際セクシュアリティ教育ガイダンス, 同僚性 キーワード (En): 作成者: 村末, 勇介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020305

【実践研究】

包括的性教育の展開に向けた実践課題の明確化(1)

—はどめ規定「学校全体で共通理解を図ること」という留意点に関する検討を中心に—

村 末 勇 介¹

Clarification of Practical Issues for the Development of Comprehensive Sexuality Education (1):
Focusing on the Consideration of the Final Provisions
“the Achievement of School-wide Common Understanding”

MURASUE Yusuke¹

要 約

わが国の教育内容は、学習指導要領により規定されている。その基準は、原則的には最低限の内容という位置づけであるが、性教育（性に関する指導）についてのみ、「はどめ規定」なる制約が存在している。多方面からの指摘があるように、この規定は、子どもたちの現実からすすめる性教育にとってマイナスの役割を果たすものとなっているが、これについては文部科学省も次の4つの留意点—①児童生徒等の発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者や地域の理解を得ること、④集団指導と個別指導の連携を密にすること—が満たされれば、学校の判断において実施可能と述べている。こうした4要件の撤廃が、子どもたちにとっての性教育を学力保障として展開していくための前提であることに変わりはないが、子どもたちの性の現実を知る1人として、それまで手をこまねいて待つわけにはいかない。そこで、4条件のうちの「学校全体で共通理解を図ること」に焦点化し、包括的性教育の展開に向けた実践課題について探った。学校の教職員が共通認識に立つために、①子どもの権利条約を法的根拠として位置づけ、②「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」による性教育の包括性を共通の認識とすることを前提として、その具体的実践例としての小学校社会科における試みを紹介した。

キーワード：包括的性教育、子どもの権利条約、はどめ規定、国際セクシュアリティ教育ガイダンス、同僚性

はじめに

目の前に現れる子どもたちの姿は、そうあって欲しいと大人が願い、期待する姿ばかりではない。本稿のテーマに引き寄せるならば、性的な情報に触れ、その刺激に動かされた子どもたちは、ストレートに疑問を投げかけたり、学習した性的な言動で教師を試したりする。そして、このような場面で大人たちは試される。とりわけ、教育の専門家としての教師には、その資質と能力、そして人権感覚が問われる場面となる。

問題は、こうした子どもたちの姿をどのように受け止め、具体的な関わりを教育的営みとして作り出すかということ。そのためには、目には見えない子どもの行動の奥を捉えようとする科学的な態度と冷静な「まなざし」が必要となる。教室の黒板に裸の絵を描き、性器の呼称を連呼した小学3年生の子どもは、4月の初めに県外から転校してきた子どもであった。転校の理由は、両親の離婚。おそらく、抱え切れない様々な寂しさをこの性的世界を手段にすることで、周りの子どもたちの注意を喚起し惹きつけ、自分の存在を教室の中で安定させようとする行動だったのであろう。水泳の授業の見学理由が月経であるということを担任に伝えられなかった6年生にとっては、プライベートな情報を他人である教師

¹ 琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 ymurasue@edu.u-ryukyuu.ac.jp

に告知しなくてはならない気の進まぬ時間であっただろうし、初経を迎える以前に「月経」についての学びを、自分のからだの成長という「自然」（あたりまえ）と結びつける作業として行っていなかったということでもある。さらに、これほど商業主義的で過激な性情報が、子どもたちの生きる世界を取り巻く現状では、彼らが得た知識によって大人の気を引いたり、教師を試してみたりといったことは珍しいことではない。単に、性的な言葉を使ったという現象面に囚われて、その場しのぎの対応で子どもたちを叱るだけでは教育にはならないのである。

本稿においては、以上述べたような子どもの現実の課題・学習要求を、今日的な課題となっている「包括的性教育」としてどのように具体化していくか、とりわけ学習指導要領における「はじめ規定」の制約下にある教育現場において何から始めるべきなのか、その課題の明確化に向けた考察を進めていく。

1. 性教育実践における「はじめ規定」の制約と4つの解除要件

文部科学省（以下、文科省）は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（文部科学省 2008）において、「教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視」とする項を立て、次の様に述べている。「学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、各教科等の目標やおおまかな内容を定めている（学習指導要領の『基準性』）。さらに、平成15年の学習指導要領の一部改正により、この『基準性』を踏まえ、各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。」その上で、学習指導要領の大綱性を強調し、「地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。」（文部科学省 2008）としている。

このような考え方は、信頼に裏打ちされた、現場教師の皮膚感覚を大切にしたい子どもたちの実態から出発する教育実践展開への期待を表明するとともに、教育者としての「責任」を求めるものである。また同時に、教育実践全体へのエネルギー源となるものであろう。教育実践の主体者として、子どもたちの現状分析を丁寧に行い、学習指導要領の世界に閉じられた内容を学びとらせるだけでなく、子どもたちの実態に相応しい内容を学びの課題とすることで、子どもたちの発達をより豊かで確かなものとして達成する可能性へと道を拓くのである。そして、「はじめ規定」については、「これらの発展的な内容を教えるはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨である」（文部科学省 2008）として、教育内容を制限する「禁止事項」規定ではないことを強調している。

しかしながら、性教育に関わる内容についてはこの考え方は適用除外の状況にある。そもそも学習指導要領には、「性教育」という教科・領域は存在しないが、それに関連した内容に関する理科と保健体育科に明記された次の「はじめ規定」が存在し、子どもたちの課題から出発する「性教育」を展開しようとする教師たちは、下記の「取り扱わないものとする」という教育内容の除外規定によって制限を受けることになる。「はじめ規定」には、主に小学校理科と中学校保健体育科における2つの「取り扱わない制限」と、高校の「取り扱う程度の制限」の1つがある¹⁾。

○小学5年の理科…「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」

○中学1年の保健体育科…「妊娠の経過は取り扱わないものとする」

●高校の保健体育科…「男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」

文科省自身が、学習指導要領は、そもそもすべての児童生徒に対して指導する必要がある内容を示す

「最低基準」であるとしている。これらの点についてのみ例外であるとするのなら、その根拠が明らかにされる必要があり、その妥当性が問われるが、国会における審議内容を見ても、明快で納得のいく根拠は乏しい²⁾。

では、この「はどめ」によって子どもたちに教えて欲しくない内容は何か。それは、多くの教師たちが直面し、その中での良心的な教師たちが対応に苦慮し、正当な教育課題として位置づけるべきだと認識している子どもたちの性行動の現実やその背景に迫ること、そしてその延長線上に起きている望まない妊娠・出産の根源としての「性交」についてである。このことは、例えば中学生では「性交」を学べないにもかかわらず、「避妊」については指導内容に位置づけられているといった、わかり易い「矛盾」となって具体化し教育現場の混乱を生んでいる。

ところで、『改訂版国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、包括的性教育のもたらす肯定的影響として、「初交年齢の遅延、性交の頻度の減少、性的パートナーの数の減少、リスクの高い行為の減少、コンドーム使用の増加、避妊具の使用の増加」を挙げるとともに、科学的根拠のレビューの主な結論として「性的教養への影響、性的行動への影響、性教育プログラムへの影響」における肯定されるべき積極面を示している（浅井・谷村他, 2023）。性教育への否定的態度の定番とも言える「寝た子を起す」論であるが、こうした国際的な学術研究の成果を踏まえれば、わが国の文部科学行政、「学習指導要領」の「はどめ規定」がいかにか時代錯誤的な措置となっているかが理解されるであろう。公益財団法人日本財団・性と妊娠にまつわる有識者会議など、数多くの団体（政党を含む）が、「はどめ規定」の撤廃・見直しを求めている³⁾が、これは性教育内容の改善にとって極めて重要で喫緊の課題となっているのである。

だが一方で、いかにはどめをかけようと考えても、何ら適切な手立てを講じることなく、先に例示したような子どもたちの示す否定的状況の進行について止めることはできない。文科省も当然そうした事実は認識している。したがって、闇雲に否定的態度のみを貫くわけにはいかず、「はどめ規定」を堅持しながらも、学校の必要性があると判断すれば指導可能としているわけである。そして、そのための条件を4つ示している⁴⁾。その条件とは、以下の「中央教育審議会答申」（平成20年1月17日）を根拠にするものである。

（心身の成長発達についての正しい理解）

○学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。（下線は、筆者）

ここで示された4つの留意点を改めて整理すると、①児童生徒等の発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者や地域の理解を得ること、④集団指導と個別指導の連携を密にすること、ということになる。学校がその必要を認めた場合、この4つの解除要件を満たせば「はどめ

規定」の制限を超えて教育実践を展開することが可能になるというわけである。

この点に関わって、浅井（2020）は、「わが国の性教育政策の問題の第一は、『寝た子を起こす』論の虚構が依然として、わが国の性教育政策の根底に据えられている現状があること」と述べ、①、③、④の規定についての問題点を概要次の様に指摘している。

①については、“性的発達個人差・格差”の過度な強調だとする。すなわち、子どもたちのあらゆる発達の側面が不均等なのは当然であり、その実態を踏まえて教育実践はすすめられる。その上で、どの子どもも基本的な発達の筋道を通るという発達論に依拠して、性教育は具体化されていくべきである。発達には個人差・格差があるので、個別指導ですすめるべきというスタンスに立てば、クラス集団を基本にした学校教育などはそもそも成り立たなくなる。

これに関わって、④については、個人差・格差の強調により、性教育は個別指導へと導かれるが、とくに子どもの性意識・性行動の実際は事前に把握できるわけではなく、個々の子どもの性的発達段階を教師が把握するのは難しい。また、「個別指導の対象」として教師から“選ばれる”生徒への偏見を生み出す危険性も大きい。集団を基礎にした一斉教育を踏まえてこそ、個別の課題が実践者に見えてくるのであり、個別指導は必要に応じて実践されるべきで、性教育実践の基本を個別指導とすることは、性を学ぶ権利を教師の力量と判断にゆだねることになる。“性的発達個人差格差”の過度な強調論は、学校で包括的性教育をすすめることを阻害するための論理でしかない。

そして、③については、一人の保護者の反対意見があれば、性教育は実施せず、個別指導ですすめることになるのか。歴史、道徳などについては保護者の考え方がちがっても全員の理解を得るべきなどとは文科省も教育委員会も指導しておらず、性教育にだけなぜ保護者の理解を求めるのか。そもそも教育実践において、家庭との連携を配慮するのは当然のことであり、これまでも教育現場では努力を重ねてきた。

いかがであろうか。浅井の指摘は、学校現場で真面目に性教育実践にとり組んでいる多くの教師が実感を持って首肯できる内容であろう。その問題の指摘の妥当性と重要性を踏まえたうえで、学校での包括的性教育をどのように拡げ展開していくのが次の課題となる。そのためには、学校のブラック化、教職員の多忙化という時代状況を背景とした「はどめ規定」以前の教職員の性教育への意識、あるいはかつての「性教育バッシング」の中で醸成された性教育への忌避意識をいかに克服するかが重要であろう。そして、その克服のためには、「はどめ規定」の解除要件の「②学校全体で共通理解を図ること」を中心としたとり組みを軸に、具体的実践として展開していく必要がある。なぜなら、教育の担い手である教師一人ひとりが、子どもたちの人権を守り、その発達を保障していく専門家集団として「学校全体」を構成し、一つになって実践にとり組むことなしに、学校における包括的性教育はスタートしないし、成立しないと考えるからである。こうした認識の下、以下では「学校全体で共通理解を図ること」を中心テーマとして、考察を進めることにする。

2. 「学校全体で共通理解を図ること」ということ～「チーム学校」の下での「同僚性」と「連携・協働」

改めて述べるまでもなく、「学校全体で共通理解を図る」ということは、教育実践にとって大前提の課題であるが、中央教育審議会の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」により、「チームとしての学校」が目指すべき学校像として示され、これまで以上に、学校という組織における「同僚性」やそれを土台とした「連携・協働」が課題化されるようになった（文部科学省2015）。

この背景としては、「①特色ある教育活動の創出、②教育課題の複雑性・困難性への対応、③職務の多忙化の解消、④人材育成の実現など」（織田2019）があるが、2019年末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、過重労働による学校の「ブラック化」や教員不足等が進行する中で、

これら諸課題については、より深刻さと重要度を増し、継続的課題となってしまうている。

また、文科省は、2022年12月、約12年ぶりに、生徒指導に関する基本的考え方を示した『生徒指導提要』を改訂した(文部科学省 2022)。その中の「生徒指導の基盤」の第1番目に書かれている内容が、「教職員集団の同僚性」についてである。そこでは、「学級・ホームルーム担任中心の抱え込み型生徒指導から、多職種による連携・協働型生徒指導へと転換していく」ことが強調される。そして、「教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係」とそれを支える同僚関係、そのための「教職員のメンタルヘルスの維持とセルフ・モニタリング」が重要であるとされている。

さらに、「性に関する課題」の章においても、冒頭の「留意点」の中で、「関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することが出来、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える『チーム学校』として組織づくりを進めること」とし、学校全体での指導の展開が求められている。尚、「はどめ規定」解除の4要件については、ここでも学校における「性に関する指導に当たっての留意点」として再掲され、強調されている。また、「養護教諭と他の教職員との連携」としては、「発見しにくい性的虐待や性被害など」「対応に当たっては、養護教諭と関係する教職員が情報の共有を図り、緊密な連携に基づく支援を行うことが重要」であると、さらに、問題への対応に当たっての実効性のある組織体制の構築を求めている。

ところで、そもそもこうした学校現場に求められる「同僚性」とは、いったいどのようなものであろうか。紅林(2007)は、日本、中国、英国での「教員の意識に関する国際比較調査」(藤田他 2003)を踏まえて、「日本型同僚性の実際」を次のように特徴づけている。①日本の教師の同僚との関係は、職場に限定されている、②他国の教師と比べれば、互いの教育への取り組みや実践を介しての交流を必ずしも多くの教師が行っているとは言えない、③英国や中国と比べると、学級経営と授業実践のどちらについても交流に消極的な教師が目立っている。こうした現状から、「日本の教師は英国や中国の教師以上に個人主義的で、プライバタイゼーションが進んでいる」としながらも、これらの特徴は、「必ずしもネガティブなものではなく、むしろ自分のやりたいことができる居心地のよい場所を作り上げて」おり、「仮に日常的な関係性が希薄になっていたとしても、必要に応じて同僚と連携をとることや協力できることを、教師たちは経験的に知っている」としている。筆者の29年間の小学校教諭の経験を踏まえれば、こうした結論付けについては全面的に納得のいくものではないが、概ね現場の状況を捉えていると言えるだろう。しかしながら、問題は、「同僚性」が発揮されている中での「居心地の良さ」の質であり、そこで展開される「連携」や「協力」の中身である。紅林は、期待される同僚性の機能として、①教育活動の効果的な遂行を支える機能、②力量形成の機能、③癒しの機能、の3つを挙げているが、その場合、どのような教育活動であるのか、その結果としてどのような子どもたちが育てられているのか、それを支える教師や教師集団にどのような力量が獲得されるのか、結果として、あるいはその過程で教師たちは何によってどのように癒されるのか…といった教育実践の質が問われるのであり、それに結び付いた「同僚性」のあり方こそが問題となるのではなかろうか。

3. 協働による包括的性教育のための「同僚性」構築

包括的性教育を「学校全体の共通理解のもとに進めていく」ためには、まずもって共通の理解を生み出す支柱を確認する作業が必要となる。ここでは、子どもたちの育ちを支えていく「専門家集団」として求められる「チーム」としての「同僚性」を獲得するために当面取り組むべきと考える2つの作業課題を挙げてみたい。

(1) 包括的性教育の前提としての「子どもの権利条約」に関する共通理解

包括的性教育を実施する大前提として、まず押さえておくべき課題は、子どもの権利条約の4つの原則⁵⁾を確認し、そのことによって学校全体のこれまでの「共通理解」自体の点検作業を実施するとい

うことである。1989年の第44回国連総会で採択され、1990年に発効、わが国は1994年に批准しているが、これ以降、この条約は日本の子どもたちの「生きること」に寄り添い支える、様々な条件整備に関する基本視点を提供している。だがその一方で、政府は、再三の国連子どもの権利委員会からの懸念と勧告にも関わらず（野井 2021など）、子どもたちの権利保障を未達成のまま、深刻な課題を抱えた状況を作り出している。当然のことながら、現在の学校教育のあり方自体も、その流れの中で厳しく問われているのである。以下では、こうした現実を再確認するという意味で、まず子どもの権利条約の4つの原則について押さえておこう。ここでは、包括的性教育の土台となる「からだ」の学び、あるいは2023年度から本格的にスタートした「生命（いのち）の安全教育」の充実につなぐために、改めて子どもの存在としての「からだ」という視点から述べてみたい。

子どもの権利条約の1つ目の原則は、「生命、生存および発達に関する権利（命を守られ成長できること）」である。そもそも人間にとって生命そのものは、ほかならぬ子どもたち1人ひとりのからだに内在する。また、生存および発達は、誕生から死に至るまで、からだを通して現実世界に具現化される。従って、まず第1の原則は、生命が生き、発達するからだを権利として捉えることと同義と考えられよう。さらに、すべての子どもたちの個としての存在が、権利主体者として改めて認識されなければならない。そのことによって、子どもたちのからだへのまなざしは変わるはずであり、「同僚性」との関係で述べれば、多様な視点から子ども一人ひとりの表現・存在を見つめ、交流し合うことで、個としての子どもをより深くとらえることが可能となる。

2つ目の「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」とは、子ども自身がいかなる不安や恐怖からも免れ、安心・安全の中で最も大切に育てられることでもたらされるものである。2022年2月に勃発したウクライナ戦争は、本稿執筆時2023年9月現在、終結の時期がまったく見通せない中で、子どもたちは最悪の不利益のもとに置かれ続けている。子どもたちのからだを中心として、権利を保障するという視点からすれば、学びを成立させる子どもたちの生きている空間自体を、安心して身を委ね、安心して過ごせるものにするということが重要な課題となる。翻って今、わが国で暮らす子どもたちの生活空間が、子どもの最善の利益を保障する空間となっているかどうか考えてみる必要があるし、教師たちにとって子どもたちの過ごす学びの空間が、物理的にも精神的にもそれにふさわしいものとなっているか点検される必要がある。その意味で、教師自身のそして「同僚性」の1つの要素としての教師集団の人権感覚が鋭く問われるのである。

さらに、そのことと関わって、3つ目の原則として、「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」が挙げられている。子どもたちは、単に保護される客体としてのみ存在するのではない。子ども時代を生きる主体として、たとえ未熟であっても、その未熟さを根拠としての意見表明権が保障される存在として捉えられなくてはならない。

4つ目は、差別の禁止である。この世に誕生したすべての人間が生まれながらにして持つ権利。すべての人が幸せに生きていくことが、あたりまえのこととして保障されなくてはならないはずだが、改めて確認するまでもなく、この社会には大きな格差が存在し、不平等がまかり通っている。世界中の子どもたちが、物理的・時間的な境界を越えて、差別のない人生を歩いていけるような社会を、絶えざる努力とともに求め続けなくてはならない。さらに、こうした視点に立って日々の学習を人権・平等を視点にして作り替えていく必要性にも自覚的でありたい。現代的課題としては、「性の多様性」にかんする学習の充実や、次に述べる「セクシュアリティ」の包括性を前提とした性教育内容の拡充が浮かび上がってくる。包括的性教育を創造していくにあたって、まずは、このような視点を持つということを課題として確認しておきたい。

(2) 性教育概念の捉え直し、学び直しの必要性～「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に学ぶ
次の視点は、性教育そのものの概念の捉え直しであり、そのために学びを新たに作りだすこと、ある

いは学び直すということである。そのための材料として、もっとも相応しいテキストが「性教育の国際的スタンダード」(浅井 2020) と評価される『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』⁶⁾(以下『ガイダンス』)である。

表1 「ガイダンス」8つのキーコンセプトと各トピック

キーコンセプト1：人間関係	キーコンセプト2：価値観、人権、文化、セクシュアリティ
トピック： 1.1 家族 1.2 友情、愛情、恋愛関係 1.3 寛容、包摂、尊重 1.4 長期の関係性と親になるということ	トピック： 2.1 価値観、セクシュアリティ 2.2 人権、セクシュアリティ 2.3 文化、社会、セクシュアリティ
キーコンセプト3：ジェンダーの理解	キーコンセプト4：暴力と安全確保
トピック： 3.1 ジェンダーとジェンダー規範の社会構築性 3.2 ジェンダー平等、ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアス 3.3 ジェンダーに基づく暴力	トピック： 4.1 暴力 4.2 同意、プライバシー、からだの保全 4.3 情報通信技術 (ICTs) の安全な使い方
キーコンセプト5：健康とウェルビーイング (幸福) のためのスキル	キーコンセプト6：人間のからだと発達
トピック： 5.1 性的行動における規範と仲間の影響 5.2 意思決定 5.3 コミュニケーション、拒絶、交渉のスキル 5.4 メディアリテラシー、セクシュアリティ 5.5 援助と支援を見つける	トピック： 6.1 性と生殖の解剖学と生理学 6.2 生殖 6.3 前期思春期 6.4 ボディイメージ
キーコンセプト7：セクシュアリティと性的行動	キーコンセプト8：性と生殖に関する健康
トピック： 7.1 セックス、セクシュアリティ、生涯にわたる性 7.2 性的行動、性的反応	トピック： 8.1 妊娠、避妊 8.2 HIVとAIDSのスティグマ、治療、ケア、サポート 8.3 HIVを含む性感染症リスクの理解、認識、低減

『ガイダンス』は、ユネスコを中心にいくつかの国際機関と性教育分野の専門家の協力を得て、2009年に初版本が作られ、2018年に改訂版が発行された。表1の通り、8つの中心的なキーコンセプトで構成され、5～8歳、9～12歳、12～15歳、15～18歳以上という4つの年齢グループをもとに、それぞれにキーアイデアと知識、態度、スキルを基盤とした学習目標を示している。以下、キーコンセプトについてトピックと併せて見ていきたい。

これまでの一般的な性教育内容としてすぐに想起されるのは、コンセプト6や8であろうが、ここに示された8つのキーコンセプトを概観するだけで、「ガイダンス」が捉える性教育内容の包括性が理解できるだろう。

表2と表3は、キーコンセプト4の「暴力と安全確保」のトピック2〈同意、プライバシー、からだの保全〉と、キーコンセプト6「人間とからだの発達」のトピック1〈性と生殖の解剖学と生理学〉についての抜粋である。ここでは、この内容に絞って、段階毎の学習目標が具体的にどのように構成されているかについて押さえておきたい。なお、4.2を採り上げるのは、2023年4月から本格的に始まった「生命の安全教育」の内容に関わる領域であること、6.1は、性教育の内容としてこれまで一般的に理解されてきたであろう内容だと考えるからである。

表2・3にあるように、キーコンセプト毎に設定された内容は、4つの年齢グループ毎に、中心とな

表2 キーコンセプト4. 暴力と安全確保 2同意, プライバシー, からだの保全

学習目標 (5~8歳)	学習目標 (12~15歳)	学習目標 (15~18歳以上)
<p>キーアイデア 誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「からだの権利」の意味について説明する(知識) ・からだのどこがプライベートな部分かを明らかにする(知識) ・誰もが「からだの権利」をもつことを認識する(態度) ・自分が不快だと感じる触られ方をした場合にどのように反応すればよいか(「いやだ」「あっちにいけ」という、信頼できるおとなに話すなど)をはっきりと示す(スキル) ・自分が触られて不快だと感じた場合に、親や保護者、信頼できるおとなにどのように伝えるのかを明らかにし説明する(スキル) 	<p>キーアイデア プライバシーと、からだの保全の権利を誰もがもっている</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの権利、からだの保全の権利の意味を説明する(知識) ・プライバシーとからだの保全の権利を誰もがもっていることを認識する(態度) ・プライバシーとからだの保全の権利についてどう感じるかを表現する(スキル) <p>キーアイデア 誰もが、性的な行為をするかしないかをコントロールする権利をもち、またパートナーに積極的に自分の意思を伝え、相手の同意を確認すべきである</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意とは何かを明らかにし、それが性的意思決定に密接にかかわることを説明する(知識) ・性的同意を伝え、受け止めることの重要性を認識する(態度) ・性的行動における個人の境界線に関して、同意する、および同意しないを表現する(スキル) 	<p>キーアイデア 健康で、よろこびのある、パートナーとの合意したうえで性的行動のために同意は不可欠である</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が性的同意を示したり、断ったりすること、また他者の性的同意があるかないかを認識することの利点を分析する(知識) ・男性のからだ、女性のからだがどのように異なって扱われるのかや、同意に基づく性的行動に影響しうる性的行動のダブルスタンダードを比較対照する(知識) ・同意に基づいた性的行動は健康的な性的関係において重要な要素であると認識する(態度) ・同意を示したり拒否したりすることや、同意の有無を認識するさまざまな方法を実際にやってみる(スキル)
<p>学習目標 (9~12歳)</p> <p>キーアイデア 望まない性的な扱われ方とは何かを知り、成長に伴うプライバシーの必要性を理解することは重要である</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期思春期になると、自分のからだやプライベートな空間に関するプライバシーは男女問わず、特に女子のトイレや水場へのアクセスは、より重要になることを説明する(知識) ・望まない性的な扱われ方を明らかにする(知識) ・男女問わず、望まない性的な扱われ方は、プライバシーと自らのからだを自分で決める権利の侵害であると認識する(態度) ・プライバシーを守り、望まない性的な扱われ方に對抗するために、アサーティブ(相手も尊重した自己主張)に伝える(スキル) 	<p>キーアイデア 同意を認識し、同意を伝える能力に強く影響を与える要因に気づくことが重要である</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的同意において、相手の話を聞くこと、認めること、行動すること、行動しないことの意味を議論する(知識) ・同意が認識されている場合、されていない場合、同意が示されている場合、示されていない場合の例を比較対照する(知識) ・同意を認識する能力、同意を伝える能力に影響する可能性のある要因(アルコールや薬物、ジェンダーに基づく暴力、貧困、力関係)を分析する(知識) ・性的同意を阻害する可能性のある要因を避けることが重要であることを認識する(態度) ・同意を示したり、拒否したりする能力をはっきりと示す(スキル) ・他者の同意の有無を認識する能力をはっきりと示す(スキル) 	

表3 キーコンセプト6. 人間のからだと発達 1性と生殖の解剖学と生理学

学習目標 (5~8歳)	学習目標 (9~12歳)	学習目標 (12~15歳)
<p>キーアイデア 自分のからだの名称と機能を知ることが重要で、性と生殖にかかわる器官も含め、それらについて知りたいと思うことは自然なことである</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内性器、外性器の重要な部分を明らかにし、それらの基本的な機能を説明する(知識) ・性と生殖にかかわる器官も含め、自分のからだを知りたいと思うことはまったく自然なことであると認識する(態度) ・自分が知りたいと思うからだの部分に関する疑問について、質問したり疑問に答えたりすることを実践する(スキル) <p>キーアイデア 障がいのある人を含む誰もが、尊重に値するそれぞれに素晴らしいからだをもっている</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性と女性、男子と女子のからだの同じところ、違うところ、そしてそれらが時間の経過とともにどう変化していくかを明らかにする(知識) ・すべての文化に人間のからだを見るさまざまな視点があることを説明する(知識) ・障がいのある人を含めて、すべての人のからだは、尊重に値することを認識する(態度) ・自分のからだの好きなところについて表現する(スキル) 	<p>キーアイデア 誰のからだにも性の健康や生殖にかかわる部分があり、それらについて子どもたちが疑問を抱くことはよくあることである</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の健康や生殖にかかわるからだの部分の説明する(知識) ・自分のからだや性的機能に関して知りたがったり、疑問をもったりすることは自然なことだと認識する(態度) ・誰のからだもさまざまな大きさ、形状、機能、特徴があり、個々に異なりそれぞれに素晴らしいものであると認識する(態度) ・質問ができる信頼するおとなを特定し、性と生殖に関する解剖学および生理学について質問するさまざまな方法を実際にやってみる(スキル) <p>キーアイデア 女性のからだや月経周期の中で排卵する、男性のからだや精子をつくり出し射精する、この両方が生殖には必要である</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生殖を引き起こすからだの重要な機能(月経周期、精子の産生、射精など)を説明する(知識) ・女性と男性のからだの両方が生殖において重要な役割を果たすことを説明する(態度) ・月経周期や射精がどのように起こるかにについての理解について確信があることを表現する(スキル) 	<p>キーアイデア 前期思春期や妊娠中は、成熟や生殖にかかわるさまざまなプロセスにホルモンが大きな影響を与える</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胎児の性別は染色体によって決定し、決定する時期は妊娠初期であることを説明する(知識) ・ホルモンは成長、発達、生殖器官と性機能を調節するための役割を果たしていることを説明する(知識) ・前期思春期や妊娠において、ホルモンが果たす重要な役割を認識する(態度) <p>キーアイデア すべての文化において、セックス、ジェンダー、生殖への理解、いつ性的に活発になるべきかについての理解はさまざまである</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セックス、ジェンダー、生殖に関して、生物学的側面と社会的側面を区別する(知識) ・文化や宗教がどのようにセックス、ジェンダー、生殖に対する社会の見方に影響しているかを比較対照する(知識) ・セックス、ジェンダー、生殖について、文化的、宗教的、社会的、個人的な見方が異なることを認識する(態度) ・セックス、ジェンダー、生殖に対する自らの観点について省察し、はっきりと述べる(スキル)
		<p>学習目標 (15~18歳以上)</p> <p>キーアイデア 男性と女性のからだは生殖と性に関する能力と機能も含め、時間の経過とともに変化する</p> <p>学習者ができるようになること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクル全体を通じた男女の性と生殖に関する能力をまとめる(知識) ・人は、ライフサイクルを通して性的な存在であることを認識する(態度) ・ライフサイクルを通じた生殖能力の変化について自分がどう感じるかを表現する(スキル)

る考え方としての〈キーアイデア〉と具体的な到達目標としての〈学習者ができるようになること〉という2段階構成の学習目標という形で明示されている。年齢段階毎に目標内容が、レベルアップしていることが理解できるが、それぞれのテーマをスパイラル型で学んでいくカリキュラムが想定されている。但し、ここには取り扱うべき内容が事細かに示されているわけではない。前提として、それぞれの国の政治や文化、宗教など、それをもとにした教育政策等の状況を見無視して一律に決められてはおらず、それぞれの国や行政区域、あるいは学校レベルにおいての子どもたちの現実に即した主体的な実践の展開を期待しているのである。

表4は、乳幼児期の年齢段階が含まれる5～8歳の内容について、学習者ができるようになることの中の「知識」について整理したものである。ここで「知識」内容を取り出したのは、獲得させるべき「知識」内容を中心として学習活動は展開され、その過程の中で、態度内容の獲得とスキルの習熟が図られると考えるからである。8つのキーコンセプトの元に具体的に挙げられている内容を見ると、人間の性（セクシュアリティ）を包括的に捉え、性教育を包括的に捉える視点が、より明確に課題化される。と同時に、発達段階的にこれまで曖昧にしてきた内容や取り扱わなかったテーマも多数存在することが理解できる。ここに整理された内容を枠組みとして子どもたちの実態を捉える分析視点として、子どもたちの現実から実践を進めていく必要がある。そのことによって、全体としての包括性をめざすと同時に、個々のテーマをより豊かに膨らませていかなければならない。

性教育の実践内容を充実させていくことは、これからの重要な課題であるが、以上述べたように、『ガイドランス』を指標とすることによって、本稿のはじめに述べた、子どもたちの性行動の背景を丁寧に見取り、正当な教育課題として位置付けていくことにもつながる。包括的性教育を進めていく教師集団が、この認識を共通に持つことが、学校全体で進めるための「同僚性」のもう一つの支柱となる。

表4 ガイドランスにおける学習目標〈知識〉の抜粋（5～8歳段階）

キーコンセプト	5～8歳 学習者ができるようになること〈知識〉
1 人間関係	・家族のさまざまな形（例：ふたり親の家族、ひとり親の家族、世帯主が子どもの家族、世帯主が後見人の家族、拡大家族、核家族、非伝統的家族）を説明する
	・家族のメンバーの異なるニーズ、役割を明らかにする
	・家族の中における男性と女性の役割と責任の違いを列挙する ・それらの違いが家族一人ひとりのできること、できないことにどのように影響を及ぼしているかを説明する
	・価値観とは何かを明らかにする ・自分や自分たちの家族が大切にしている価値観を列挙する
	・友だちとは何かを明らかにする
	・友情の重要な構成要素（信頼、共有、尊重、共感、連帯など）を説明する
	・愛情のさまざまな形や、愛情の表現の仕方を明らかにする
	・健康的な、および健康的でない人間関係の特徴を列挙する ・よいふれあいと悪いふれあいについて明らかにする
	・他者と公平に、平等に、尊厳と尊重をもって向き合うことの意味を説明する ・個々の違いを超えてすべての人が社会に貢献している例を明らかにする ・他者へのからかいが有害となる例を列挙する
	・「家族」「結婚」の概念を説明する ・結婚するまでのさまざまなあり方を列挙する（結婚するパートナーを選ぶ、お見合い結婚をするなど） ・結婚は、別居、離婚や死別などで終わりを迎える場合があることを再認識する
2 価値観、人権、文化、セクシュアリティ	・価値観の意味を明らかにする ・平等、尊重、受容、寛容などの重要な個人的価値観を明らかにする ・価値観や信念が人生や関係性における決定をどのように導いていくかを説明する ・人権の意味を明らかにする
	・自分自身、自分たちの感情、自分たちのからだについての理解を助ける情報源（家族、個人、仲間、コミュニティ、ソーシャルメディアも含めたメディアなど）を列挙する

キーコンセプト	5～8歳 学習者ができるようになること（知識）
3 ジェンダーの理解	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーとセックスの意味を明らかにし、それらがどのように異なるのかを説明する セックスとジェンダーについての情報源を明らかにする
	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーを理由に人がどのように不公平、不平等に扱われるのかを明らかにする 家や学校、コミュニティにおいて、ジェンダーの異なる者同士で、対等で公平な関係性を築くさまざまな方法を説明する ジェンダーに基づく暴力とは何かを明らかにし、さまざまな場（例えば、学校、家庭、あるいは公共の場）でそれが起こりうることを認識する 私たちのジェンダーやジェンダーステレオタイプに対する考え方は、差別や暴力も含めて他者をどう扱うかに影響することを理解する
4 暴力と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> からかい、いじめ、暴力とは何かを明らかにする 性暴力、ネット上での子どもに対する性的搾取も含め、子ども虐待を明らかにする 親同士や恋愛関係にある人たちの間で起こりうるさまざまな暴力（身体的暴力、言葉による暴力、パートナーに強制的に何かをさせるなど）について認識する 「からだの権利」の意味について説明する からだのどこがプライベートな部分かを明らかにする
	<ul style="list-style-type: none"> インターネットやソーシャルメディアとは何かを説明する インターネットやソーシャルメディアの利点と潜在的な危険性を列挙する
5 健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル	<ul style="list-style-type: none"> ピアプレッシャー（仲間からの同調圧力）の意味を明らかにする 仲間からのよい影響、悪い影響の例を説明する 自分が下しその内容に誇りをもっている意思決定を説明する 自分たちの、そして他者の、よい結果あるいは悪い結果をもたらす意思決定の例を明らかにする さまざまなコミュニケーションの形（言語・非言語コミュニケーション含む）を明らかにする 健康的なコミュニケーションと、不健康的なコミュニケーションの違いを明らかにする 親、保護者、信頼するおとなと子どもとの、そして友だちやその他すべての人との健康的なコミュニケーションのもたらす利点を列挙する ジェンダー役割の例を再認識する
	<ul style="list-style-type: none"> さまざまなメディアの形態（ラジオ、テレビ、本、新聞、インターネット、ソーシャルメディアなど）を列挙する メディアを通じて提供される正しい情報と誤った情報の例について議論する 信頼できるおとなとはどんな存在かを説明する お互いに助け合えるさまざまな具体的方法を説明する
6 人間のからだと発達	<ul style="list-style-type: none"> 内性器、外性器の重要な部分を明らかにし、それらの基本的な機能を説明する 男性と女性、男子と女子のからだの同じところ、違うところ、そしてそれらが時間の経過とともにどう変化していくかを明らかにする すべての文化に人間のからだを見るさまざまな視点があることを説明する 生殖のプロセス、特に精子と卵子が結合し、それが子宮に着床して初めて妊娠が始まることを説明する 妊娠中の女性のからだがたどる変化を説明する 前期思春期の意味を明らかにする 成長には、身体的、感情的変化を伴うことを理解する 誰のからだも特別で個々に異なりそれぞれにすばらしいことを再認識する 自分のからだに誇りをもつことの意味を説明する
	<ul style="list-style-type: none"> 身体的なよろこびや興奮は自然な人間の感情であり、そこには他者との身体的親密さが含まれうることを理解する 身体的感覚を表す多くの言葉があり、それらには他者にその感覚を示すものや他者と親密になることにかかわる言葉もあるということを理解する キス、ハグ、ふれあいを含むさまざまな方法や、また時には性的行為を通して、他者に愛情や思いやりを示すことができることを提示する 「よいタッチ」と「悪いタッチ」を明らかにする
7 セクシュアリティと性的行動	<ul style="list-style-type: none"> 身体的なよろこびや興奮は自然な人間の感情であり、そこには他者との身体的親密さが含まれうることを理解する 身体的感覚を表す多くの言葉があり、それらには他者にその感覚を示すものや他者と親密になることにかかわる言葉もあるということを理解する キス、ハグ、ふれあいを含むさまざまな方法や、また時には性的行為を通して、他者に愛情や思いやりを示すことができることを提示する 「よいタッチ」と「悪いタッチ」を明らかにする
8 性と生殖に関する健康	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠は、卵子と精子が結合し、子宮に着床して始まることを再認識する 妊娠と生殖は自然な生物学的プロセスであり、いつ妊娠するかは計画可能であることを説明する すべてのカップルが子どもをもつわけではないことを認識する

4. 各教科の中での性教育実践～小学校社会科を例に～

限定的ではあるが、全校的な取り組みとしての性教育実践は意識的な養護教諭をリーダーとして既に試みられている（村末 2023）。だが、一般的には、講師を招いての講話による一斉指導や、保健体育や学級活動などの時間でのチーム・ティーチングによる指導（ゲスト授業を含む）、あるいは生徒指導における性に関する指導での実践形態としての連携・協働等が中心である。

包括的性教育とは、これまで見てきたように、学びの対象とする「性」を幅広い概念（セクシュアリティ）として捉えることを前提としている。したがって、「学校全体で共通理解を図る」という時、担い手としての教職員の全体性と同時に、教科・領域における全体性をも意識しておくことが課題となる。このことによって、例えば中学校・高校での性教育の担い手を、保健体育科教諭や養護教諭に限定して捉えがち（このことは、裏を返せば他教科の教員にとって性教育が実践の課題として主体化されないことにつながっている）な状況を克服することが可能になる。すべての教科の担当教員が、自らの専門領域から性を捉え、具体的なとり組みにつなぐことができれば、学校全体での共通理解による包括的性教育実践となっていこう。

そこで次に「各教科における性教育」を進めるにあたっての基本的な視点を確認しておきたい。そのために、まず、教育における領域と機能、教科内容と教材・教具の関係といった教育学における基本的概念の再確認から始めよう。学校教育は、各教科領域と、特別活動や総合的な学習の時間などの教科外領域の大きく2つの領域から成り立つ。各教科は科学、技術、芸術といった成立根拠を持ち、そこから基礎的・基本的内容として教科内容が導かれる。それは、一旦具体的な事象・事項の素材から教材・教具化され、子どもたちの直接の学習対象となり、主として知識・技能として獲得される。一方、教科外の活動では、教科等による学びの成果を活かしながら、学級活動、委員会活動、行事といった集団による実践活動を通して学習を進め、その中で、子どもたちは、主としてものの見方・考え方や人間関係の基礎といった人格形成に関わる内容を獲得していく。当然のことながら、こうした2つの機能は領域毎に明確に区分けされて成立するわけではない。教科・教科外のそれぞれの領域で両方が機能するのであり、授業過程は、それぞれの教科内容に規定された〈陶冶〉と、それに付随する〈訓育〉との統一過程であると言える。

そこで次に、社会科を例に、各教科・領域において性教育を行うという積極的意味を、内容論（陶冶的視点）と方法論（訓育的視点）から考えてみたい。

まずは、社会科の授業に性教育の内容を採り入れる意味について考えよう。この場合考えられることは、社会科の教科内容に性教育の内容を付け加えて展開するということである。これまで取り扱われてきた性教育の内容は、身体や心理面での成長・発達、生命誕生、性感染症といったどちらかと言えば生物学、生理学的側面が中心であった。しかしながら、『ガイドダンス』に代表されるように、現在、性教育の守備範囲は「性の多様性」といった文化的側面、あるいはそれにつながる人権保障にむけた社会科学的側面に関する内容など、非常に拡大している。この流れの中で、社会科の教科内容が「性」という視点からより広がっていく可能性は十分に考えられ、そのことが新たな教材開発を要求することにもつながるだろう。内容論的意味の第1は、この点にある。とは言え、多忙な現場教師にとって、新たな教科内容を付け加え教材化して実践するという作業は、多くのエネルギーを必要とする。したがって、より現実的で実現可能なとり組みとしては、既にある教材を活用（応用）したり、差し替えたりして、展開可能な性教育を進めるということになる。既に教材化された教材を性教育の視点からアレンジし直し、社会科の教科内容と同時に性教育内容も獲得させようということである。

こうしたアプローチは、「性」を社会科学的に捉える契機となり、包括的性教育実践の歩みを前進させることに繋がる。社会科においての性教育を構想し、展開する上での第2の内容論的意味はこの点にあり、他教科においても同様のことが言えるだろう。

方法論的意味については、まず第1に考えられることは、「性」（セクシュアリティ）を、社会科学的視点から捉えることを社会科の授業全体を通して学びとらせるということが考えられる。教科に固有の「ものの見方・考え方」はそれぞれの教科学習の中でこそ育まれなくてはならない。社会科における性教育を構想するにあたっては、「性」自体を社会科学的に捉える力を育てることが明確に意識される必要があるということである。そして、もう1つの側面としては、他教科においても意識しておくべき実践課題であるが、授業の中での個の多様性や人権を確実に保障するという視点を持つということである。教師の言動、立ち居振る舞いが子どもたちに向けた直接的でリアルな「性教育」でもあるという認識に立ち、常に自分自身を「人権・平等」という視点からチェックすることが求められる。

こうした前提を踏まえ、実践化の作業が次の課題となる。筆者らは、既に、社会科における性教育を、教科書教材の検討から始めることを提案した（村末・五代 2022）。この検討のための視点が、3で概観した『ガイダンス』である。表5は、社会科における性教育として展開可能な内容として抽出した『ガイダンス』の「キーアイデア」であり、その内容を、T社の小学校教科書・社会科（生活科を含む）の各単元と組み合わせて整理したものである。例えば、6年生の「わたしたちのくらしと日本国憲法」の学習においては、日本国憲法の「基本的人権」の学習の中で、「LGBTQ+」や「性の多様性」の理解促進のための各自治体や国の施策を具体的に取り上げることが可能である。また、「国民主権」の学習では、「性の多様性が実現する社会を目指す」などのマニフェストを掲げる候補者などを登場させ、模擬選挙を通して、誰もが大切にされる社会の実現について考えていくことなどが考えられよう。

現場においての、新しい実践は、多くの場合現在のとり組みの創意・工夫から始まる。これを1つの叩き台として、目の前の子どもたちから出発する性教育を「実験的実践」として始めることを提起するとともに、それぞれの学校で、それぞれの教科の担当者が、この作業から着手していくことを提案したい。2で述べた、「同僚性の3つの機能」である、①教育活動の効果的な遂行を支える機能、②力量形成の機能、③癒しの機能とは、このような具体的な作業を通した子どもの変容の読み解きによってしか、確かめることはできないのではないだろうか。

表5 「ガイダンス」キーアイデアと社会科（生活科を含む）単元との関連づけ（試案）

キーコンセプト	トピック	キーアイデア	年齢区分	関連単元 (T社による)
1 人間関係	1.1 家族	世界にはさまざまな家族の形がある	(5～8歳)	1年生活：じぶんでできるよ
		家族のメンバーは異なるニーズと役割をもっている	(5～8歳)	
		ジェンダー不平等は家族メンバーの役割や責任に影響することがある	(5～8歳)	
	1.3 寛容, 包摂, 尊重	すべての人間は個々に異なりそれぞれにすばらしく、社会に貢献できる存在であり、尊重される権利がある	(5～8歳)	6年：わたしたちの生活と政治＞くらしの中の基本的人権の尊重
		スティグマや差別は有害である	(9～12歳)	
		社会的、経済的および健康状態や、民族性、人種、出自、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、その他の差異などを理由に誰かにハラスメントやいじめをすることは相手の尊厳を否定し傷つけることである	(9～12歳)	
2 価値観, 人権, 文化, セクシュアリティ	2.2 人権, セクシュアリティ	誰にでも人権がある	(5～8歳)	
		自身の権利を知り、また国内法にも国際協定にも人権が表記されていることを知るのは重要である	(9～12歳)	
	2.3 文化, 社会, セクシュアリティ	自分自身、自分たちの感情、自分たちのからだについて学ぶのを助ける多くの情報源がある	(5～8歳)	
		文化、宗教、社会は私たちのセクシュアリティの理解に影響している	(9～12歳)	

キーコンセプト	トピック	キーアイデア	年齢区分	関連単元 (T社による)
3 ジェンダーの理解	3.1 ジェンダーとジェンダー規範の社会構築性	生物学的セックス（生物学的性）とジェンダーの違いを知ることは重要である	(5～8歳)	2年生活：あしたへジャンプ
		家族、個人、仲間、コミュニティはセックスとジェンダーについての情報源である	(5～8歳)	
		社会的・文化的規範や宗教的信条はジェンダー役割に影響する要因にもなる	(9～12歳)	
		個々人が自分のジェンダーに関して、自分自身をどう考え、あるいは他者に自分自身をどう説明するかは、個々に異なりそれぞれにすばらしく、それらは尊重されるべきである	(9～12歳)	
	3.2 ジェンダー平等、ジェンダーステレオタイプ、ジェンダーバイアス	ジェンダーに関係なくすべての人に平等の価値がある	(5～8歳)	6年：わたしたちの生活と政治＞日本国憲法の考え方・くらしの中の平和主義
		ジェンダー不平等や力の差は、家族、友情関係、人間関係、コミュニティや社会の中に存在している	(9～12歳)	
		ジェンダーステレオタイプは偏見や不平等につながる	(9～12歳)	
	3.3 ジェンダーに基づく暴力	ジェンダーに基づく暴力とは何か、助けをどこに求めるべきかを知ることは重要である	(5～8歳)	
		あらゆる形のジェンダーに基づく暴力は間違った行為であり、人権侵害である	(9～12歳)	
		ジェンダーステレオタイプは暴力や差別の原因になる可能性がある	(9～12歳)	
4 暴力と安全確保	4.3 情報通信技術（ICTs）の安全な使い方	インターネットやソーシャルメディアは情報収集や他者とつながる方法であり、安全に使うこともできる一方、子どもを含めて人々が傷つけられるリスクをもっている	(5～8歳)	5年：情報化した社会と産業の発展＞情報産業とわたしたちのくらし・情報を生かす産業・情報を生かすわたしたち
		インターネットやソーシャルメディアの使用には特別な注意と思慮が必要である	(9～12歳)	
		性的に露骨な表現やメディアはソーシャルメディアを通じて簡単に入り込んでくるが、それらは時に有害なジェンダーステレオタイプを促進する	(9～12歳)	
5 健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル	5.4 メディアリテラシー、セクシュアリティ	メディアにはさまざまな形態があり、それは正しい情報を提供するものも、間違った情報を提供するものもある	(5～8歳)	(9～12歳)
	5.5 援助と支援を見つける	学校やより広いコミュニティには、さまざまな援助や支援の拠点がある	(9～12歳)	
6 人間のからだと発達	6.1 性と生殖の解剖学と生理学	障がいのある人を含む誰もが、尊重に値するそれぞれにすばらしいからだをもっている	(5～8歳)	6年：わたしたちの生活と政治＞くらしの中の基本的人権の尊重
8 性と生殖に関する健康	8.2 HIVとAIDSのステージマ、治療、ケア、サポート	HIVと共に生きる人たちは平等な権利を持ち、豊かな人生を送っている	(5～8歳)	
		HIVと共に生きる人たちを支える医療がある	(5～8歳)	

おわりに

本稿では、現在、性教育に関わる内容でのみ存在している「はどめ規定」の解除要件の1つである「学校全体で共通理解を図ること」を視点として、考察を進めてきた。それは、子どもたちの「性」や「育ち」の現実において真剣にとり組むべき包括的性教育の必要性が、今日より一層高まってきていると捉えるからである。その意味で、現場の状況は、ますます深刻の度を増しているといつてよい。けれども、深刻に捉えることは、学校で暗く過ごすことにはストレートにつながらない。その深刻さを職場で追究すべき目標と位置づけ、明るくとはいわないまでも、みんなできと組んでいくエネルギーに転換してい

くことは可能である。

本稿では詳しく取り上げられなかったが、包括的性教育を指向した学校全体での取り組みを進めている、G高校のK養護教諭は、全校的な課題として性教育に取り組むために進めた全体研修について、筆者らのインタビュー⁷⁾において、次の様に語っている。

村末 何が面白いかという、まず段取りをちゃんと。つまり、養護教諭単独の取り組みとしてやって意味がないという認識に立っていらっしゃるでしょう。だから職員集団全員でやっていくので、そういうところから入っておられるというのと、研修会で国語の教員だったら、自分の授業の中であればどういうふうにするかとか、そういうのを結構出させて、これ追い込んだわけじゃないですか。

K教諭 これ面白かったですね。なんか意外に出てきて。ワイワイしてて、職員。でも雰囲気良かったんですよ。去年。職員も。「なんだ、こんな視点あるんだ」とか、わたしの方が勉強になります。

K教諭が語ってくれた、実践を進めるときの「面白さ」と、それを支える職場の雰囲気が鍵になる。今、学校現場に求められるものは、教員管理のための抽象的な「同僚性」ではなく、子どもを中心に据えた実践との往還によって教職員集団によって生み出される「同僚性」ではないだろうか。そうした「同僚性」こそが、包括的性教育を創り出す力となるのである。この視点を欠いた「学校全体での共通理解」は、包括的性教育に対してブレーキをかける作用しか果たさないであろう。

注

- 1) 公益財団法人日本財団・性と妊娠にまつわる有識者会議，2022，「包括的性教育の推進に関する提言書」（2023年09月21日取得，https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/08/new_pr_20220812_01.pdf）
- 2) 「性教育のはじめ規定『撤廃せず』永岡文科相が国会で答弁」『教育新聞2022年10月26日』（2023年09月22日取得，https://www.kyobun.co.jp/news/20221026_05/）尚，前掲書1）の中で教育評論家の尾木直樹は、「“はじめ規定”が導入された経緯は不明のままであり，性教育における『寝た子を起す』論の科学的根拠は一切ない。『学習指導要領』はあくまでも大綱であり，より進んだ内容を取り扱っても問題はないはずである。にも関わらず，小学校や高校の一部で『包括的性教育』も実践に取り組む先進的な教師や学校はあるが，個別の実践に留まってしまっている。いちばん性教育が必要な中学校段階においては，『包括的性教育』はおろか，性教育の実践例を見つけることすら極めて困難な状況である。」と述べている。
- 3) 前掲書1）
- 4) 「学校の性教育で“性交”を教えられない『はじめ規定』ってなに？」（2023年09月22日取得，<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210826a.html>）
- 5) 「子どもの権利条約」（2023年09月11日取得，https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html）。
- 6) UNESCO編/浅井春夫・長香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔訳，2020，『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】—科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店
- 7) 2022年12月15日木曜日，G高等学校において，琉球大学教職大学院2022年度後期科目「積極的生活指導・生徒指導」の授業において実施した。

付記

本稿は、科学研究費基盤研究C（研究課題番号：21K02529）の研究成果の一部である。

文献

- 浅井春夫, 2020, 『包括的性教育人權, 性の多様性, ジェンダー平等を柱に』大月書店:138-141.
- 浅井春夫・谷村久美子・村末勇介・渡邊安衣子編著, 2023, 『「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」活用ガイド: 包括的性教育を教育・福祉・医療・保健の現場で実践するために』明石書店:57-60.
- 藤田英典・名越清家・油布佐和子・紅林伸幸・山田真紀・中澤歩, 2003, 「教職の専門性と教師文化に関する研究—日本・中国・イギリスの3カ国比較—」『日本教育社会学会第55回大会発表要旨集録』224-229 (2023年09月25日取得, <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F10619859&contentNo=1>).
- 喜屋武愛, 2022, 「自己や他者を尊重する態度を育む取組の工夫—「生命(いのち)の安全教育」教材を活用した性に関する指導を通して—」『沖縄県立総合教育センター後期長期研修員第71集研究集録』.
- 文部科学省, 2008, 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)平成20年1月17日」(2023年09月21日取得, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/information/20230210-mxt_kouhou02-1.pdf).
- 文部科学省, 2015, 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2022年09月23日取得, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf).
- 文部科学省, 2022, 『生徒指導提要』(2022年09月23日取得, https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf).
- 村末勇介・五代孝輔, 2022, 「まずは, ここから始めてみては?—教科書教材からの小学校社会科・性教育実践—」『季刊セクシュアリティ』エイデル研究所(109):38-45.
- 村末勇介, 2023, 「「生命(いのち)の安全教育」を性教育として展開するために—「指導の手引き」の検討を通して—」『琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要』:47-61.
- 野井真吾, 2021, 「国連子どもの権利委員会の『最終所見』にみる日本の子どもの健康課題の特徴—“競争的な社会”における子どもの状況に着目して—」『日本教育保健学会年報第28号』(2023年09月30日取得, https://www.jstage.jst.go.jp/article/educationalhealth/28/0/28_3/_pdf).
- 織田泰幸, 2019, 『「チームとしての学校」に関する組織論的考察』『三重大学教育学部研究紀要(社会科学)』(70):139-148.